事前復興が開く新たな防災対策の地平

3・11という未曽有の経験から何を学ぶのか。
まちづくりと防災の連携による事前復興まちづくりの取り組みから、
自治体の新たな防災対策を考える。

首都大学東京 准教授
市古太郎

東日本被災地と未被災地における五年

東日本大震災から六年目に入りました。三陸沿岸集落では少子高齢化問題を抱えつつも、高台団地での住まいづくりや復興公営住宅への入居が進み、新しいコミュニティづくりがはじまっています。一方、直接被災地ではなかった東京でも、五年前のことにはなりますが、発災当日の帰宅支障にはじまり、原発事故の影響、電力低下にともなう計画停電、商品不足（サプライチェーン問題）といった生活支障を体験しました。

東北での復興の営み、関東地方でも直面した生活支障の体験は、私たちの「いま」に活かされているでしょうか。本稿では自治体としての防災対策の基準点を整理しつつ、東日本大震災からの回復過程で導き出されてきた「多重防災」と「レジリエンシー」に触れた上で、まちづくりと防災の分野連携型プロジェクトである事前復興まちづくりを事例に、新たな防災対策の方向性について考えてみたいと思います。

地方自治体の防災対策と事前復興まちづくり

〈自治体における防災対策の原点〉

最初に法的根拠にさかのぼって自治体における災害対策の基本的考え方を整理してみましょう。

災害対策基本法（二〇一二年改正）第一条は、法律の目的を次のように規定しています。

「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

ここで着目したいのは「生命・身体及び財産を災害から保護する」ための地方公共団体の「責任の所在」とは何か、という点です。条文上、それは防災計画を作成してと規程され、地方自治体においては法定行政計画である地域防災計画に記述することと解釈されます。

それではその実質的な意味はなんでしょうか。災害対策における行政組織の責任は多岐にわたるものですが、私は少なくとも三つの領域があるように思います。第一に消防や警察を中心に、救出救助や消火活動など「生命と身体」を直接守る責任領域です。自治体の防災担当も含めて、これらは災害対応の専任組織と言ってもよいでしょう。「防災」が平常時業務の中心におかれている組織です。第二にたとえば道路、公園、学校や公民館など、さまざまな社会生活基盤施設の施設管理者として、管理施設の直接被害を軽減し、災害時にすみやかな施設復旧に努める責務を負う部署、言い換えれば、公的空間の安全性を確保する領域があげられます。第三に高齢者、障害者、乳幼児といった福祉政策の関係性をベースに「生活回復支援」を行う領域です。保健所、高齢・障害・児童福祉の部署がその主たる担当組織になりましょう。生活の「安心」に関わる役割とも言えるかと思います。

〈三つの責任領域の意味〉

この三つの責任領域は、その順番で平常時における防災関連業務の割合が小さくなっています。言い換えれば福祉分野の部署において、平常時に住民との関わりのなかで災害対策を意識するケースは他の二領域と比べれば小さいと考えられます。しかし東日本大震災のような低頻度大規模災害時はどうでしょうか。長期にわたる復興の営みは市民生活すべての面に影響し、自治体業務全分野に関係してきます。平常時のそれぞれの担当分野に応じて、被災からの回復に関わる仕事が不可避と言えます。

もう一点、防災対策の系譜として指摘しておきたいことがあります。防災に関する法制度と各種対策は、国内外の災害被害と再建の営みをうけて、言い換えれば災害とその後の生活回復経験を契機として、発展してきたという点です。一九六一年の災害対策基本法制定の直接的なきっかけは一九五九年の伊勢湾台風災害でしたし、一九六四年の新潟地震および一九六八年の十勝沖地震時のRC建物被害が一九七一年の建築基準法改正（せ

いちこ・たろう
一九七二年生まれ。二〇〇〇年東京都立大学大学院都市科学研究科博士課程修了。横浜市役所勤務を経て、二〇一一年より首都大学東京大学院都市システム科学域准教授。専門は都市計画、災害復興、防災対策。岩手県野田村、気仙沼市階上で住まいと集落の再建支援と研究活動に従事。著書に『復興まちづくり』（共著／丸善、二〇一〇年）。

自治研1603p036-045市古.indd 36-37 2016/02/25 14:17

ん断破壊防止を主とした耐震基準強化）に帰着しています。また一九九五年の阪神・淡路大震災後には広域応援体制の確保や国民の自発的な防災活動の促進など防災対策全般の視点での災害対策基本法の改正、長田区など密集市街地での倒壊・延焼被害から一九九七年に密集法（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律）が制定され、近年では東日本大震災後の二〇一二年に災害対策基本法改正が行われています。

この災害を契機としてという点は二つの意味をもちます。第一にW・ベック[*1]やN・ルーマン[*2]の指摘する「リスク社会論」の視点、つまり現代社会の効率性、資本の論理に基づく決断と行動そのものが、リスクを生じさせている、災害とは自然現象ではなく社会現象であるという側面が二一世紀に入ってますます強化されている、という問題提起です。過去の災害では家族内の問題として抑えられており、社会的に顕在化しなかったという事柄はありますし、また大都市東京の成長の副作用とも言える職住遠隔化が帰宅困難問題の根本的要因であることはその一例と言えましょう。その上で第二に「災害からの学び」という面もあるのではないか、と考えます。後述する事前復興対策とは、まさに「阪神・淡路大震災からの学び」として、建築・まちづくりの専門家が議論し地域と行政に提案実践しながら展開してきた活動に他なりません。そして、そうであるが故に東日本大震災からの学びとは何か、さらにそこから導きだされる新たな防災対策とはなにか、という論点が浮上してきます。

〈東日本大震災からの二つの教訓：多重防災とレジリエンシー〉

東日本大震災からの「学び」とは何でしょうか。それは多岐にわたるものであり、災害対策基本法第一条にある「生命、身体、財産」の各項目について、それぞれの分野で深く考えてみることが大事です。たとえば筆者の専門分野である建築・まちづくりの分野においては「多重防災」と「レジリエンシー」の二つの考え方が浮かび上がってきます。

多重防災とは、東北大学の首藤伸夫先生が体系化された考え方[*3]で、既往最大津波を計画対象とした上で、①防潮堤、水門、湾口防波堤などの「防災構造物」、②避難場所、避難路、避難タワーなどの「津波に強いまちづくり」、③津波警報、公的な緊急体制、地域における共助の体制といった「防災体制」の組み合わせで津波に立ち向かおうという計画論であり、一九八三年の建設省河川局・農林省水産庁による「津波常習地域総合防災対策指針（案）」としてまとめられています。つまり東日本大震災前から津波対策の基本にあった考え方です。なぜこれをクローズアップするかと言えば、東日本大震災前は三つの領域それぞれが計画的に対応を進めていけば「予定調和」的に津波防御力が確保できるだろうという「縦割り型」の面があったのですが、石巻市大川小学校の事故調査報告書[*4]を読めばわかるように、予定調和では子どもの命は守れず、河川や沿岸部の施設管理者は徹底的に防災構造物の想定超過を地域住民と地元自治体に腑に落ちるまで伝え、地方自治体はまちづくりのなかで地域と一体となって防災まちづくりを進め、地域もそういった空間の安全水準を理解し、空間を使いこなす準備を進めるという「理解と連携」を基軸とする多重防災論が求められている、という意味においてです。

次にレジリエンシーとは「すみやかに、しなやかに回復する能力」を意味します（決して「強靱化」ではありません）。社会科学分野からの災害研究において、ヴァルネラビリティと対をなすように注目されつつあった概念です。レジリエンシーが用いられるのは、東日本大震災からの復興のカタチとして、被災地は主体的に復元している力をもっており、外部支援はその内在的な力を引き出しパワーアップさせる方向で支援を組み立てていくべき、という提案が共感をもったからです。そして五年目が経った今、被災地で主体的に再建に取り組む集落の多くはこの「しなやかな回復力」をもっています。私も気仙沼市階上地区と岩手県野田村の支援研究活動のなかで強く感じている点です。加えて地域住民のみの集団ではなく、地元自治体および支援専門家もネットワークとなった復興の主体づくりも不可欠な視点です。

「そこから導きだされる新たな防災対策」という趣旨は、この二つの考え方を災害前の防災活動に取り込むという意味です。自治体防災の視点で言えば、自治体組織として、職員能力として「理解と連携」の多重防災モデルで、地域とのレジリエントな信頼関係を事前につちかっておく、という取り組みが重要であり、これを政策として、実践として取り組んできた活動の一つが「事前復興まちづくり」なのです。

八王子市における事前復興対策の経緯と成果

二一年前の阪神・淡路大震災後、東京都は事前予防型の防災都市づくりの取り組みをより体系的に展開すると同時に、事前復興対策に着手しました。事前復興は阪神・淡路大震災における復興初動期の二つの問題、すなわち「仮設住宅の遠隔化」と「地域と行政の信頼の復興体制づくりの難しさ」への事前対案として提案されました。東京都は都市復興マニュアル（一九九七年）などをとりまとめ、復興を「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく適応するための営み」と位置づけ、時限的市街地や地域協働復興といった復興まちづくりの方法概念を提起しています。このような動きを受け、区役所とまちづくりプランナーが連携して「震災復興まちづくり訓練」を二〇〇一年から実施し、二〇一六年三月末で都内四七地区となっています（葛飾区、世田谷区、足立区、練馬区、豊島区、八王子市などでは複数地区で復興まちづくり訓

自治研1603p036-045市古.indd 38-39 2016/02/25 14:17

練を実施）。震災復興まちづくり訓練とは、生活が元に戻るまでの災害像を地域特性に即して共有し、その間の時限的な生活空間について検討し（時限的市街地デザインワーク）、避難生活期以降の復興の体制と手順をとりまとめ、ワークショップ用に事務局が作成した被害シナリオを元に復興まちづくり方針を検討し、これらワークショップ成果を災害準備策である地域の防災訓練に組み込む、このような検討を連続四回程度のワークショップで行うものです。[*4]

この震災事前復興まちづくりは、延焼被害リスクの高い区部、言い換えれば木造住宅密集地域を抱える自治体での実施が多いのですが、[*5] 本稿では「東京のこと」で済ませずに考えていくためにも、八王子市での取り組みを紹介したいと思います。

表１は八王子市における事前復興対策の展開経緯を整理したものです。八王子市において事前復興対策に取り組む直接的な契機となったのは、阪神・淡路大震災後の東京都の動きに加えて、二〇〇四年一〇月の新潟県中越地震でした。山古志村など中山間集落の集落孤立問題、高町団地のような造成団地の宅地被害とその再建の取り組みに、八王子でも事前復興対策を検討すべきでないか、延焼被害とその再建だけでない復興課題に八王子市は直面するのではないか、という意識が醸成されたのです。そして二〇〇五年度に職員と住民リーダーによる復興課題と再建シナリオワークショップが開催され、八王子市が直面する復興課題が六つに類型化されました。翌二〇〇五年度から六類型それぞれに対する復興まちづくり訓練（八王子市では地域協働復興訓練と呼称）がスタートしました。**図１**は市内実施地区と類型名称を示したものです。

六つの地区類型を復興まちづくり訓練実施年の順であげていけば、二〇〇六、〇七年度にⅣ宅地造成団地、二〇〇八年度にⅢスプロール市街地、二〇〇九年度にⅤ中山間エリア、二〇一〇年度にⅠ中心市街地（住居系）、二〇一一年度にⅥニュータウンエリアとなります。Ⅱ中心市街地（商業系）は未実施ですが、二〇一六年度以降に実施が検討されています。なお、各復興訓練の詳細については、文献＊5、＊6に

表１●八王子市における事前復興対策の展開経緯

年度	八王子市での展開	影響した自然災害や東京都の事前復興対策
2004		都：復興市民育成事業（～ 2006） 中越地震（孤立集落、宅地地盤被害）
2005	【訓練】５地区合同図上訓練	
2006	【訓練】打越町旭が丘団地（宅地造成団地型）	都：首都直下地震被害想定
2007	【訓練】打越町旭が丘団地（宅地造成団地型）	中越沖地震（中心市街地の再建、番神など斜面住宅地での被害）
2008	【訓練】諏訪町周辺地区（スプロール市街地）	岩手・宮城内陸地震 都：市区町村復興標準マニュアル
2009	【訓練】上恩方地区（中山間地域）	都：第６回都地域危険度調査公表
2010	【訓練】子安町西地区（中心市街地・住居系）	
2011	【訓練】別所二丁目地区（ニュータウン地域）	東日本大震災
2012	市役所組織として検討会設置 職員 Project 方式で震災復興マニュアル案検討	都：地震被害想定（M7 直下型 +M8 海溝型 + M7 立川断層帯）
2013	都市住宅復興マニュアル、復興基本条例案作成	都：第７回都地域危険度調査公表 都：広域避難場所指定
2014	都市計画シンポ： 職員復興図上訓練（諏訪町周辺地区）	
2015	職員復興図上訓練（元横山町地区）	都：市街地の事前復興の手引き

図１●八王子市震災復興まちづくり訓練実施位置図

表２●八王子市震災復興まちづくり訓練の各回テーマと復興準備の訓練成果

	打越旭が丘団地（2006,7）	諏訪町周辺（2008）	上恩方（2009）	子安西（2010）	別所二丁目三団地（2011）
震災復興まちづくり訓練プログラム	第１回防災復興まち点検 第２回復興カレンダーづくり	第１回防災復興まち点検 第２回諏訪のみち・住まい・まちの再建を考える 第３回復興まちづくり方針の検討	第１回応急の住まいと生活 再建カードゲーム 第２回集落の再建ビジョンを考える	第１回防災復興まち点検 第２回避難生活からの生活再建を考える	第１回防災復興まち点検 第２回阪神建て替え再建事例学習会 第３回大地震後の管理組合の対応シナリオを考える
[1] 復興課題の抽出と共有	●擁壁と造成宅地のリスク ○地区外避難の判断	●延焼火災リスクの認識 ●郊外戸建て住宅地の縮退型再建	○崖崩れ道路閉鎖による集落の孤立	○高齢者の避難生活と生活回復サポート	●集合住宅での管理組合を母体とした生活継続支援活動
[2] 時限的市街地論	（未検討）	（未検討）	●実寸バンブーシェルター	●子安公園の地域復興拠点化プラン	（未検討）
[3] 生活・住まい・まちの再建手順	○自治会会館と街区公園を拠点とした地域としての生活回復活動	●住まい再建プロセスゲーム	○住まい再建プロセスゲーム	○子安地区の地域協働型復興シナリオ	●管理組合を主体とした在宅避難生活体制と建物修理再建手順案
[4] 事前復興プラン	●まちのコンセプト：「坂と和のあるまち」の共有	●（訓練用）諏訪町市街地復興計画図	●地域 UP 型復興ビジョン（調整区域ゆえの難しさ）	（未検討）	（未検討）
[5] 地域防災活動へのフィードバック	○地区外避難判断の話し合い	○地域防災訓練へのフィードバック	○孤立集落化を条件とした防災訓練	○自主防災組織（町会）活動への反映（マニュアル修正検討・防災訓練）	○３つの管理組合の「防災マニュアル」のアップデート検討
[6] 専門家とのネットワーク	○市役所との災害時の関係づくり ○地元大学との災害時の応援関係	○同左	○同左	○同左	○同左 ○神戸での集合住宅建て替え再建管理組合メンバーとの交流

●：主要成果、○：サブ成果

自治研1603p036-045市古.indd 40-41 2016/02/25 14:17

加えて、別所二丁目のマンション生活継続検討については文献＊7もご覧ください。

表2に各地区の各回訓練テーマを入れました。復興まちづくり訓練プログラムとして、五地区中、上恩方を除く四地区で「まち点検」を実施しています。これは防災まちづくり、いや防災に限らず地域活性化などのワークショップで実施される方法とほぼ同様です。まちをチェックする視点として、被害の集中する要素、直後対応に役立つ土地、避難生活や仮住まいで有効な土地を地域住民と行政、専門家がコミュニケーションしながら地図上に整理する方法です。表2より五つの地区類型それぞれで、特徴ある「復興課題」が浮き彫りにされていることがうかがえます。

第一回目はまち点検をすることが多いのですが、第二回目以降の訓練プログラムは地区ごとに異なったテーマと手法で実施されます。つまり旭が丘団地では宅地被害からの生活再建シナリオを、諏訪町では延焼被害からの再建方法としての土地区画整理事業導入の是非と

図2●恩方地区の復興課題（資源）マップ

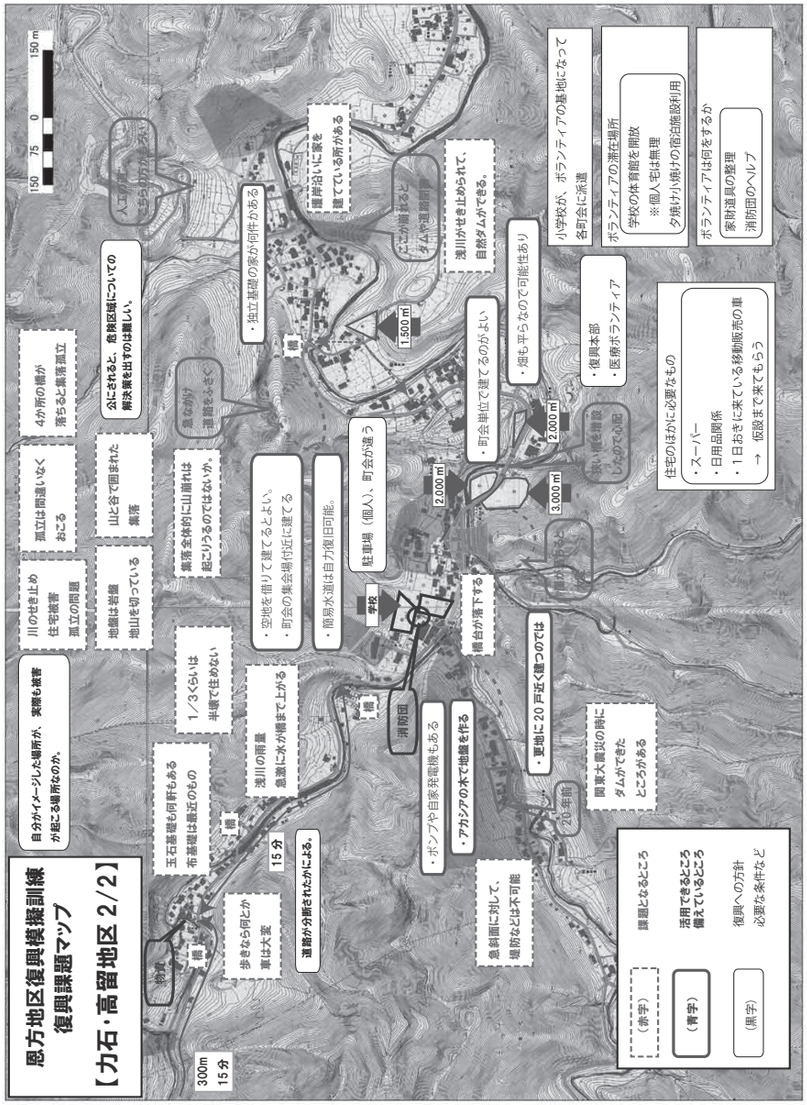

図3●諏訪地区での住まい再建プロセスゲーム

八王子市諏訪町周辺地区 地域協働復興訓練　住宅再建ゲームのまとめ（2班）

世帯ロールカード	【避難生活期】発災から1週間後 一時的な生活の場を次のうちどこに確保しますか？	【仮住まい期】発災から2週間後 仮設住宅建設に対する要望（地域協働型仮設住宅 or 地区外大規模仮設住宅	【復興公営住宅】発災から1ヵ月後 地区周辺で復興公営住宅が建設されることに、あなたの世帯は入居を申請しますか？	【地区外での住宅再建】発災から1ヵ月 不動産の売却見込みが立ち、市内中心部の築浅中古マンションを購入できるとしたら？
A B C D E	諏訪の避難所 3人 息子・娘世帯 0人 親類知人宅 2人	地域型仮設住宅の建設に協力 5人 地区外の仮設住宅で十分 0人	復興公営住宅へ入居申請 2人 入居申請しない 3人	元の土地を売却し中古マンションへ 2人 元の土地で再建を進める 2人 1人
	Ⓐ自主防災会メンバーとして責任を果たしたい。 Ⓑ勤め先の問題から避難は近隣がよい。避難所が一杯なら自力でアパートを探す。 Ⓒ避難所しかないだろう。次男夫婦が市内なので健康上問題あれば世話になるアパートの生活でもよい。 Ⓓ夫を残し、妻と子どもは夫の実家に。市役所で泊まり込みで対応することになる。 Ⓔ家族全員妻の実家に、その方が安心感がある。	■全員 Yes Ⓐ近くに住みたい。 Ⓑ 30 分という時間を考えて近くがよい。 Ⓒ諏訪に住みたい。知り合いや助けてくれる人もいる。不慣れな土地は大変。 Ⓓ仮設住宅の設備や管理に対して、要望を反映しやすいのではないか。 Ⓔ子どもの通学を考えて。	Ⓐ (Yes)68 才という年齢を考えて復興公営の高齢者対応住戸ならば。 Ⓑ (No) 退職金もあるので生活できそう。 Ⓒ (Yes) 家を新築する年でもない。貯金と年金で公営住宅ならやっていけるのでは。 Ⓓ (No) 自力で再建できそうだ。 Ⓔ (No) 家族人数の点から。	Ⓐ長男と相談の上。今後の生活を考えて、住宅新築にお金を使いたくない。 Ⓑ二世帯住宅として新築。建設費は長女家族と分担できそう。 Ⓒ公的助成を受けた上でマンションをリフォームして住む。新築は息子に反対されそう。 Ⓓ現地で住宅を再建する（働き盛りなので）。 Ⓔ土地を売却し府中へ引っ越すか妻の実家を二世帯に建て替え。ローンが相殺されることが条件。

Ⓐ自主防災会メンバー：35 年前に建売住宅購入。子どもは独立。妻と2人暮らし。出身地は新潟。
Ⓑ子どもの独立した夫婦世帯（50 代後半）：25 年前に建売住宅購入。妻と2人。長女世帯が市内で賃貸暮らし。
Ⓒ 70 代後半の夫婦世帯：10 年前にリフォーム。出身地は八王子。以前は町会活動に参加していた。
Ⓓ諏訪に住む市職員：16 年前から住む。妻と子2人。PTA を通して地域とのつながりがある。
Ⓔ 30 代後半家族世帯：5 年前に中古住宅を購入。妻と子2人。地域とはあいさつ程度。

自治研1603p036-045市古.indd 42-43
2016/02/25 14:17

子育て期後の戸建て住宅高齢者世帯での移転〉現地再建シナリオを、上恩方では孤立集落となっても自律的な避難生活を組み立てる拠点としてのバンブーシェルターワークショップを、子安西では高齢者が安心して住み続けるためのケアーのカタチを、そして別所三団地地区では集合住宅での災害時生活継続シナリオをそれぞれ検討し可能な限り「見える化」しています。

表2下段は震災復興まちづくり訓練で得られる六つの成果（[1]から[6]）に八王子での震災復興まちづくり訓練成果をあてはめたものです。地域防災訓練とは異なった趣きが感じられるかと思います。たとえば**図2**は上恩方地区での災害時のリスクと復興資源をマッピングした図ですが、この成果を元に第二回訓練で「地域UP型復興」というコンセプトが発想されていきました。また**図3**は諏訪町での住まい再建プロセスゲームの結果例ですが、家族構成とライフステージによっては、郊外戸建て住宅地である諏訪町を離れての住まい再建が多く選択されることもあり得ることが共有されています。

八王子市では二〇一二、一三年度に庁内職員プロジェクト型で八王子市震災復興マニュアル〈都市・住宅編〉を作成しました。類型ごとの復興課題と市民からの再建ニーズを職員ワーキングで受け止めつつ、市役所としての対応行動のチェックリストと行動判断基準として、言い換えれば逐一、手順が載っている取り扱い説明書のようなマニュアルではない「手引き書」を地元大学との協働作業で作成しています。

さらに二〇一四年度は震災復興マニュアルを踏まえ、市民に向けて八王子市としての震災復興の考え方を示すため公開シンポジウムを実施し、加えて職員の復興図上訓練を実施しました（二〇一五年度も継続しています）。二〇一六年度はこれまで未実施だった類型Ⅱ中心市街地（商業系）で地域組織を参加主体とした震災復興まちづくり訓練が予定されています。

東日本大震災から五年、改めて自治体防災対策の検証とチャレンジを

本稿は自治体の災害対応に係る三つの責任領域を提示し、東日本大震災から導き出された教訓としての「多重防災」と「回復力（レジリエンシー）」に触れた上で、「回復力のあるコミュニティ」をつくる取り組みである八王子市の事前復興まちづくりの展開を紹介してきました。

本文で触れたように、事前復興まちづくりは一九九五年の阪神・淡路大震災を契機に、東日本大震災以前から取り組まれてきた「防災＋まちづくり」の方法論です。そして東京では東日本大震災後、計画停電やサプライチェーン途絶にともなう生活支障体験がきっかけとなり、集合住宅での自宅生活継続のような「生活再建」を主テーマとした取り組みにも展開しています。

それはまた、自治体の三つの責任領域のうちの第一と第二つまり防災とまちづくり部局の取り組みに留まらず、福祉や産業支援、男女共同参画といった住民の「安心」に関わる第三領域部署が果たすべき役割が多くなっていることを意味しています。大災害後の復旧復興は住まいやまちの再建に留まらず、しごとや高齢者福祉、子育て環境、地域産業など総合的なものであり、その事前対策についても庁内横断で取り組まざるを得ないのです。

加えて指摘しておきたいことは、長期の復興のことを考えることは、災害直後期の対応よりも、平常時の業務内容との関係性が強いという点です。たとえば災害復興公営住宅の計画を検討することは、平時における公的住宅や自治体の住宅政策を検証することにもつながりますし、応急仮設住宅に設置され総合的な生活支援が行われる「サポート拠点事業」でも平時において展開している地域福祉施策によって、事業水準が規定されてくる面が指摘されています。[*6]

東日本大震災から六年目、いまこそ、地域住民と一緒になって、大災害に備える大胆かつ着実な取り組みが求められているように思います。

*1 ウルリッヒ・ベック『危険社会―新しい近代への道』（叢書・ウニベルシタス、一九九八年）
*2 ニクラス・ルーマン『リスクの社会学』（新泉社、二〇一四年）
*3 首藤伸夫編集『津波の事典』（朝倉書店、二〇〇七年）
*4 大川小学校事故検証委員会『大川小学校事故検証報告書』（二〇一四年二月）https://goo.gl/yD7wtR
*5 日本建築学会『復興まちづくり 日本建築学会叢書8』（丸善、二〇一〇年）
*6 市古太郎、吉川仁、中林一樹「二〇〇〇年代に展開した「震災復興まちづくり訓練」の実施特性と訓練効果の考察―ポスト東日本大震災期の事前復興対策を考えるための基礎的検証―」『日本都市計画学会学術研究論文集 47』二一五―二二六頁、二〇一二年
*7 市古太郎、讃岐亮、吉川仁、中林一樹「中高層分譲集合住宅での「自宅生活継続に備える」ワークショップ手法の開発」『地域安全学会論文集 No.21』、七一―七九頁、二〇一三年
*8 堀越栄子「サポート拠点（サポートセンター）の機能と地域支え合い体制づくりに向けた課題」『自治総研』通巻四四六号、二〇―四七頁、二〇一五年

都市問題
2016年3月号
第107巻第3号◉定価714円＋税
(公財)後藤・安田記念東京都市研究所
〒100―0012 東京都千代田区日比谷公園1―3
Tel:03-3591-1262 Fax:03-3591-1266

特集◉復興の現在――震災から5年
〈インタビュー〉桜井勝延［南相馬市長］／平野八公三［大槌町長］
〈対談〉坪井ゆづる［朝日新聞仙台総局長］×新藤宗幸／山口幸夫［原子力資料情報室共同代表］×新藤宗幸
建築の立場から考える復興の思想…五十嵐太郎／復興庁―復興の司令塔、姿見えず…五十嵐敬喜／集中復興期間五年間の財政検証から見えること…井上博夫／被災者の救済と法のあり方…津久井進／被災地における水産復興と再生…濱田武士／津波からまちを守る…有川太郎／五年目の復興計画を検証する…窪田亜矢／被災跡地利用の現状と課題…田中暁子

自治研1603p036-045市古.indd 44-45 2016/02/25 14:17